

「ひょうごボランティア基金助成事業」
令和6年度地域づくり活動NPO事業助成

1 応募期間

令和6年3月25日（月）～4月18日（木） ※必着

2 助成対象事業

NPO法人等が地縁団体等と連携し、その機動力、専門性などを活かした地域づくり等の取組に助成します。また、新型コロナウイルスの感染拡大により生じた地域課題等の解決に向けた取組も対象となります。

特定非営利活動促進法第2条第1項別表に掲げる事業区分から、該当する区分をひとつ選択してください。

<p>事業区分（以下から選択）</p> <p>1. 保健、医療又は福祉の増進 2. 社会教育の推進 3. まちづくりの推進 4. 観光の振興 5. 農山漁村又は中山間地域の振興 6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興 7. 環境の保全 8. 災害救援 9. 地域安全 10. 人権の擁護又は平和の推進 11. 国際協力 12. 男女共同参画社会の形成の促進 13. 子どもの健全育成 14. 情報化社会の発展 15. 科学技術の振興 16. 経済活動の活性化 17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援 18. 消費者の保護 19. 1～18までの各号の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p>

- 事業の例：
- ・子どもの居場所づくり活動
 - ・父親、祖父母、地域の人々を巻きこんだ子育て支援活動
 - ・高齢者等が自立した日常生活を営むことを支援する健康づくり、介護予防に関する活動
 - ・生活困窮者支援、高齢者の見守り、就労支援、地域の資源を活用した雇用などの創出
 - ・NPO活動等を支援するための調査研究、ネットワークづくり

3 助成金額

上限 50万円 （助成予定額 2,100万円）

同時に2事業まで申請可能ですが、同一の事業区分から複数の申請はできません。

※同一の事業による申請は、3年を上限とします。

4 助成対象団体

主たる事務所が兵庫県内にある「NPO法人」または「NPO法人に準ずる団体」で、当該事業について責任をもって遂行できる能力を有し、次の要件をすべて満たすもの。

NPO法人	<p>① 毎事業年度初めの3ヶ月以内に、前事業年度の事業報告書・貸借対照表・役員名簿などの書類を作成し、主たる事務所に備え置くとともに、所轄庁に提出していること。</p> <p>② 組合等登記令に基づく、設立の登記及び必要な変更の登記をしていること。</p>
NPO法人に準ずる団体	<p>① 定款または会則等を制定していること。</p> <p>② 今年度の事業計画書及び収支予算書と前年度の事業報告書及び収支決算書を作成していること。</p> <p>③ 役員名簿及び構成員名簿を作成していること。</p> <p>④ 団体の構成員数が10人以上であること。</p> <p>⑤ 不特定かつ多数の利益の増進に寄与する活動を目的とし、併せて、政治・宗教・営利的な活動を目的としていないこと。</p>

5 対象事業期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日まで

6 申請から助成までの流れ（予定）

申請書の提出（3・4月）→（書類修正）→書類審査（5月下旬 選考委員質問の回答作成）→選考委員会（6月上中旬 新規の申請団体はヒアリング審査あり）
→交付決定（6月下旬）→実績報告書・請求書の提出（3月上旬まで）
→助成金の交付

※1 助成の可否及び助成額は選考委員会の審査を経て決定します。

※2 交付決定額が申請額を下回ることがあります。

【令和6年度からの変更点】

・書類審査における選考委員からの質問を取りまとめますので、ご回答いただきます。
（メールにてやり取り）

・これまで実施していたプレゼンテーションは廃止します。ただし、新規で申請する団体、前回の採択から間隔の空いている団体（4年以上）は選考委員会でのヒアリングを実施します。

7 助成対象経費

本事業に必要な不可欠と認められる経費

なお、間接経費（一般管理費：人件費・通信費・会議費・印刷費・図書購入費・消耗品費等）は助成額の30%を限度に算入を認めます。

ただし、事務所費用（事務所の家賃、光熱水費等）、備品（助成額の20%を超える部分）、飲食費等は除きます。

※ 上記の経費の執行状況については、実績報告に際し、領収書等の支出証拠書類により確認を行います。

8 申請方法

①申請書はひょうごボランティアプラザのホームページよりダウンロードしてください。《ホームページアドレス <http://www.hyogo-vplaza.jp/>》[ひょうごボランティアプラザ](#) [検索](#)

②申請書は、ひょうごボランティアプラザに郵送または持参してください。

③新規に申請する団体は、事前に実施する助成事業説明会に必ず参加いただくか、プラザに来所頂き職員から直接の説明を受けてください。

9 事業報告会

採択団体は事業報告会等（R7年2月開催予定）により事業の成果を公表していただきます。

10 情報公開

助成事業の実施状況については、団体のホームページ等の中で公開していただきます。

また、実績報告書の一部（団体名、代表者名、事業名、収支決算書、事業実施実績一覧表、活動の成果等）が、ひょうごボランティアプラザのホームページで公開されます。

【お問い合わせ・相談窓口】



ひょうごボランティアプラザ

（兵庫県社会福祉協議会）

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー6階

TEL 078-360-8845 FAX 078-360-8848

（月曜から金曜 9:00～17:00）